

サービス名称:訪問介護相当サービス
 サービス種別コード:A2(訪問型サービス(独自))

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176単位	1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割			39単位	39	1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2349単位	2,349	1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割			77単位	77	1日につき	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727単位	3,727	1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		123単位	123	1日につき		
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287単位	287	1回につき	
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 220単位	179単位 220	179 220	
A2 2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163	163	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	2単位減算	-2	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	2単位減算	-2	
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12	(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	2単位減算	-2	
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	2単位減算	-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	1回につき		
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算		1月につき	
A2 6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算			
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算			
A2 6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算			
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算			

※ 色分けルール

 → 新設
 → 変更
 → 終了